

エコツーリズム推進法による利用規制について

エコツーリズム推進法による利用規制とは

- ・目的：エコツーリズムを通じて、自然環境（ウミガメ）を保全し、後世に伝えていくこと。
- ・規制実施主体：屋久島町長（立ち入りには町長の承認が必要）
- ・規制の方法：“屋久島町エコツーリズム推進全体構想”を作成し、国の認定を受ける。
 …全体構想内で “特定自然観光資源” に指定する。
 規制内容（適用場所、期間等）を記載する。
 承認事務は条例に明記することで、外部機関（例：屋久島環境文化財団など）に委託できる。

1. 適正な人数の管理

予約

1人で対応しているので、受付時間中電話が鳴りっぱなし

このため、電話中ではつながらないことが多い。

電話がつながらないので、苦情がくる。

このため、直接来てしまう人も。

〔エコツーリズム推進法による改善案〕

- ・予約業務は、立入り承認を伴うので承認機関を条例で指定できる。
- ・仮に、承認機関を外部機関に委託すれば、
 - 予約業務を連絡協議会が実施する必要がなくなる。
 - 電話だけではなく、FAX やインターネット等を併用した予約方法も検討可能。

受付

予約せずに直接現場に来てしまう人がいる。

せっかく時間とお金をかけて永田浜にきた人を断るのは難しい。

ルールを説明しても納得してくれる人とそうでない人がいる。

参加者の到着がバラバラで、レクチャーが徹底できない。

〔エコツーリズム推進法による改善案〕

- ・受付業務も、予約業務に付随するので承認機関が実施する。
- ・仮に、承認機関を外部機関に委託すれば、
 - 受付を永田以外の場所で行えば、予約なしで直接永田浜に訪れる観光客を抑えることができる。
 - 万一、直接永田浜に訪れる観光客がいた場合も、現場には受付がないので断ることが容易になる。
 - 受付時にルールビデオによるレクチャー等を実施すれば、永田浜ウミガメ観察ルールの徹底が図れる。

2. 協力金について

当日キャンセルされると活動経費がまかなえない。

当日キャンセルが多いので、キャンセル待ちを受けざるを得ない。

あくまで協力金なので、払ってもらえない場合もある。

〔エコツーリズム推進法による改善案〕

- ・エコツーリズム推進法による利用規制では、利用規制に伴う事務経費を手数料として徴収することができる。
- ・手数料の額は、厳正に協議し、条例で明確に規定することが必要。
- ・手数料とは、利用規制に伴う事務経費なので、予約の時点で経費が発生しており、キャンセル時の払い戻しは必要ない。
- ・このため、現場の混乱の元にもなっているキャンセル待ちを受け入れる必要がなくなる。

手数料と参加費

- ➔ 観察会・夜間臨時開館を開催するために必要な経費は、予約時に発生する経費ではなく、現場で受けるサービスに係る経費なので、手数料に含むべきではない。
- ➔ 条例ではなく、保全協議会の規程等で別途参加費を規定する必要がある。
(参加費は、観察会・夜間臨時開館等に必要経費を積算し、算出する。)
- ➔ ただし、予約者受入れのための人員配置等は事前に決められているため、人員配置が決定する時点で経費が発生していると考えられる。
- ➔ このため、例えば「 日前以後のキャンセルには払い戻せないこと」等の条件を付したい。

手数料：利用規制に伴う事務経費。条例によって規定する。

(予約受付対応に係る人件費、印刷費、電話・インターネット等通信費など)

参加費：当日受けるサービスに対する対価。保全協議会で規程を作成し、明記する。

(観察会・夜間臨時開館に係る人件費、使用施設維持管理費、備品経費など)

法規制になった場合のフロー図

